

人身傷害保険契約をめぐる新たな問題

山下 典孝*

目 次

- I はじめに
- II 人傷一括払手続と人傷保険の損害の算定
- III 訴訟に至らない場合の取扱
- IV 狭義の人傷一括払に関する問題
 - 1 狭義の人傷一括払の支払手続と令和5年最判との関係
 - (1) 狭義の人傷一括払の意義と支払手続
 - (2) 令和5年最判との関係
 - (3) 二段階支払を行わない場合の整理
 - 2 特段の事情が認められる場合とは
 - (1) 狭義の人傷一括払の場合
 - (2) 広義の人傷一括払の場合
- V 今後の人傷一括払の方向性について
 - 1 人傷一括払を辞める2つの意味
 - 2 人傷一括払手続を維持する方向性について
- VI 結 語

I はじめに

人身傷害保険（以下「人傷保険」という。）は、交通事故を原因として被保険者の身体傷害による損害に対して、約定された人身傷害条項損害額基準（以下「人傷損害額基準」という。）に基づき積算された損害額をてん補する保険契約である。

被保険者の自損事故の場合も、当該事故が故意または重大な過失による

* やました・のりたか 青山学院大学法学部教授

事故招致免責¹⁾に該当しない限りは、保険金額の範囲内で、被保険者が被った損害のてん補として保険金が支払われることになる。

自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）5条で加入が義務付けられている自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済（以下「自賠責保険等」という。）の上積み保険である任意自動車保険契約の基本条項となっている対人賠償責任保険との関係において、任意自動車保険契約を引き受けている保険者（以下「対人社」という。）が自賠責保険等でてん補される損害賠償額部分も含めて保険金を支払うという、対人一括払という制度がある。対人一括払では、対人賠償責任保険は自賠責保険等の上積み保険であることから²⁾、自賠責保険等の支払ができないときには、対人社はその損害額部分を控除した額について、対人賠償保険でてん補されることになる³⁾。

これに対して、人傷保険と自賠責保険等との関係では、自賠責保険等での支払ができない場合でも、自賠責保険等でてん補が受けられたであろう損害賠償額部分も含めて、人傷保険で損害てん補が行われることとなっている。この点は先述の自損事故の場合でも被保険者の損害をてん補することと整合的な取扱をするためである。

他方、自賠責保険等でてん補を受けられる場合には、人傷保険では自賠責保険等との重複てん補をしないことを前提とした取扱が実務上はな

1) 人傷保険契約は保険法の分類では被保険者の損害をてん補する部分は傷害疾病損害保険契約（保険法2条7号）、被保険者の父母・配偶者・子の固有の損害をてん補する部分は損害保険契約（保険法2条6号）と解することになる（保険法の実務と理論研究会編『保険法の実務と理論Q&A』（保険毎日新聞社、2023年）132頁、134頁（注6）〔山下典孝〕参照）。そのため、保険法17条1項が適用されることになり、人傷保険契約に適用される約款でも被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害はてん補されない旨が定められている（損害保険料率算出機構『自動車保険標準約款』（損害保険料率算出機構、2021年）第2章人身傷害条項（以下「標準約款」という。）3条1項1号参照）。

2) 自動車保険標準約款第1章賠償責任条項2条2項参照。

3) 大阪地判平成24年2月29日交通民集45巻1号263頁、浜一平「判批」損保研究75巻4号408頁（2014年）。

されている。人傷保険開発販売当時には、被保険者が自賠責保険等の引受保険会社（以下「自賠社」という。）に対し自賠法16条1項請求を行った後に、未てん補損害額について人傷社に保険金請求する手続きが行われていた。その後、人傷社が、いわゆる人傷一括払手続に従い、被保険者自身が自賠社に対して自賠法16条1項請求を行っててん補を受けられる損害賠償額部分（以下「自賠責損害賠償額部分」という。）を人傷社が立替払を行った上で、人傷保険金を支払うというサービスが行われることとなったようである⁴⁾。

上記の通り、自賠責損害賠償額の上乗せの意味と、自賠責保険等の重複てん補とは相互に関係性はあるが、ここでいう上乗せの意味は、対人一括払制度でいう上積みの意味とは厳密には異なることになる。

人傷社の認識としては、自賠責損害賠償額部分は立替払に過ぎないという認識であることから⁵⁾、保険法25条の適用対象外と考え、被保険者に一括払後に、人傷社は自賠社に対して自賠責損害賠償額部分の回収を行って来た。

しかし、人傷保険金額の範囲内で人傷社が行う人傷一括払に関して、被害者である人傷保険の被保険者が加害者に対する損害賠償請求訴訟において、当該訴訟における損害賠償額から人傷社が自賠社から回収した自賠責損害賠償額部分全額が控除されるかが争われた最1小判令和4年3月24日民集76巻3号350頁⁶⁾（以下「令和4年最判」という。）は、人傷社の請求権代

4) 山下典孝「人身傷害保険の新たな課題」青法64巻2号390-391頁（注12）（2022年）。

5) 赤津真人「傷害・疾病保険の意義・性質と人身傷害補償条項・無保険者傷害条項」金澤理監修・大塚英明＝児玉康夫編『新保険法と保険契約法理の新たな展開』（ぎょうせい、2009年）453頁、古笛恵子「判批」ひろば75巻4号63頁（2022年）参照。なお、赤津・前掲453頁は後述する狭義の人傷一括払を念頭に立替払と言及しており、広義の人傷一括払についてまで立替払としている意図ではないと批判する見解がある。この点は、2023年5月20日開催の日本交通法学会 第54回定期総会第2部シンポジウムでの質疑応答で当職が赤津氏に被保険者死亡時の人傷保険金の帰属の場合における自賠責損害賠償額部分の考え方に関連して確認を行っている。この内容は交通法研究51号（2024年刊行予定）で確認頂きたい。

6) 当該判決に関しては、丸山一朗『「人傷一括払」による自賠責保険金回収と損益相

位の範囲を裁判基準損害額によること⁷⁾を前提に、自賠責損害賠償額部分の立替払であることを否定し、人傷保険金の支払と判断した上で、全額の控除を否定する立場を示した。

その理由は、①人傷社と保険金請求者（被保険者）との間で人傷一括払合意をした場合でも、人傷社が人傷保険金として給付義務を負うとされている金額と同額を支払ったにすぎないときには、保険金請求権者は人傷保険金のみの支払を受けたものと理解するのが通常であり、人傷保険金に自賠責損害賠償額部分の支払も含まれていると考えるのが不自然、不合理であること、②裁判基準損害額による総損害額が人傷基準損害額を上回る場合、人傷一括払合意により人傷社が支払う金員の中に自賠責保険による

ㄨ殺」同『自動車保険実務の重要判例【第2版】』（保険毎日新聞社、2022年）291頁以下、加藤新太郎「判批」NBL 1219号85頁以下（2022年）、浅井弘章「判批」銀法884号64頁（2022年）、潘阿憲「判批」法教502号118頁（2022年）、山下典孝「判批」青法64巻1号69頁以下（2022年）、深澤泰弘「判批」法学セミナー増刊 速報判例解説 vol. 32 新・判例解説 Watch 115頁以下（2023年）、土岐孝宏「判批」損保研究84巻3号67頁以下（2022年）（以下「土岐・前掲注6」損研」と表示して引用する。）、同「判批」ジュリ1583号89頁以下（2023年）、古笛恵子「判批」ジュリ1578号90頁以下（2022年）、同「保険代位と弁済者代位——最高裁令和4年3月24日判決・人身傷害保険における代位をふまえ——」新美育文他編『不法行為法研究3』（成文堂、2022年）111頁以下、山田拓広「判批」立命館法学403号609頁以下（2022年）、川崎直也「判批」ジュリ1581号87頁以下（2023年）、平山馨「いわゆる人傷一括払における代位に関する協定の効力」日弁連交通事故相談センター編『民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準2023（令和5年）（下）』（日弁連交通事故相談センター、2023年）5頁以下、山本哲生「判批」民商159巻1号147頁以下（2023年）、肥塚肇雄「判批」リマックス67号38頁以下（2023年）、垣内恵子「判批」自由と正義74巻8号36頁以下（2023年）、山崎雄一郎「判批」藤村和夫編『複雑困難事件と損害賠償I』（青林書院、2023年）271頁以下、遠山聡「判批」判時2567号121頁以下（2023年）等参照。

7) 最1小判平成24年2月20日民集66巻2号742頁及び最3小判平成24年5月29日集民240号261頁の判例法理に従い、現行の約款では、賠償義務者があり、かつ、判決または裁判上の和解において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が（別紙）に定める基準（人傷損害額基準）と異なる基準により算出された場合であって、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、人傷保険金の算定にあたっては、その基準（裁判基準損害額）により算出された額を損害の額とみなす旨の規定（以下「読替条項」という。）が設けられ（標準約款13条1項2号、7条3項参照）、裁判基準損害額によって保険者の代位の範囲が決定することとされている。

損害賠償額の支払分が含まれるとして、当該支払分の全額について人傷社が自賠責保険から損害賠償額の支払を受けることができるものと解すると、人傷社が別途、人傷保険金を追加払しない限り、人傷社が最終的に負担する額が減少し、被害者の損害のてん補に不足が生ずることとなり得るが、このような事態が生ずる解釈は、本件約款が適用される自動車保険契約の当事者の合理的意思に合致しないものというべきであること、③ 本件保険金請求書の文言において、「対人賠償保険金の請求において自賠責保険金相当額との一括払により保険金を受領した場合には、自賠法に基づく保険金の請求及び受領に関する一切の権限を訴外保険会社に委任するものとされているのに対し、人身傷害保険金を受領した場合には、その額を限度として上诉人が有していた賠償義務者に対する損害賠償請求権及び自賠法に基づく損害賠償額の支払請求権が訴外保険会社に移転することを確認するものとされており」、このような書面内容と本件代位条項を含む本件約款の内容とを併せ考慮すると、上記各書面の説明内容は、人傷社が本件代位条項に基づき保険代位することができることについて確認あるいは承認する趣旨のものと解するのが相当であり、X（原告、控訴人、上诉人）が人傷社に対して自賠責保険による損害賠償額の支払の受領権限を委任する趣旨を含むものと解することはできないこと、である。

令和 4 年最判の判例法理は狭義の人傷一括払には射程は及ばないと解されていたところ⁸⁾、最 1 小判令和 5 年 10 月 16 日裁時 1825 号 7 頁（以下「令和 5 年最判」という。）は、その内容に沿った判断がなされている⁹⁾。

8) 川崎・前掲注 6) 90 頁。

9) 当該判決の事案は 2 台の加害車両に基づく共同不法行為であったことから、各加害者の自賠責保険に基づく自賠責損害賠償額部分の支払を人傷社が被保険者の法定相続人（保険金請求権者）との 2 回の仮協定書に基づき行い、各支払後に自賠責損害賠償額部分を自賠社から回収した後、人傷社が当該法定相続人との間で最終協定書を締結し人傷保険金の支払を行う前に、保険金請求権者が加害者に対して損害賠償請求訴訟を提起したものである。そのため人傷社によれば実際には人傷保険金の支払を行っていないとの見解であることから、厳密に言えば人傷一括払に含まれるのかという点について疑問がないとはいえない。しかし、後述するとおり、令和 4 年最判の判例法理に従えば、人傷保険金額を超

最高裁の立場が明確になったとはいえ、実務的な取扱いの整合性の問題や、理論的にも整理する問題も残されている。そこで、本稿では、最高裁判例の立場を前提としながら、実務上及び理論的な問題について検討を行い、約款等の改定等の実務運用上の変更として考えられる方向性を示すことを目的とする¹⁰⁾。

Ⅱ 人傷一括払手続と人傷保険の損害の算定

まず、人傷一括払手続と人傷保険の損害の算定に関して説明を行う。この内容をめぐり見解の対立があることから¹¹⁾、本稿の立場を明確にしておく必要があるからである。

交通事故が発生した被保険者から保険事故発生の通知義務（保険法14条）の履行を受けた人傷社は、被保険者に対して保険金請求書類等を送付することになる。この際に、被保険者に送付される書類として、保険金請求手続に関する書面が含まれている。「『自賠責保険』と『自動車（任意）保険会社の一括払』について」と題する書面（書類）を被保険者に提出し、人傷保険金と共に、加害者が加入する自賠社に対して自賠法16条1項に基づく請求をする代わりに、人傷社が自賠責保険金も含めて一括払できる制度、すなわち、人傷一括払について、説明を行う¹²⁾。

当該説明では、人傷基準損害額が保険金額を超過するため人傷社が人傷保険金額に上乘せする形で自賠責損害賠償額部分を加えて支払う場合の

ゝえた、狭義の人傷一括払ということになるのであろう。

10) 既に、山下典孝「人傷一括払制度について」交通法研究50号146－156頁（2023年）、同・前掲注4）395－400頁において検討を行っているが、その後の議論や令和5年最判の内容を踏まえて再検討する必要があると考え本稿執筆に至った。一部重複する内容はあるが新たな観点からの検討を加えている。

11) 山下徹哉「人傷一括払をめぐる諸問題の検討」損保研究85巻3号255－256頁（注47）（2023年）参照。

12) 山下（典）・前掲注6）80頁。

る¹⁶⁾。

先述のとおり自賠責保険等が利用できない場合は、保険金額の範囲内で被保険者自己過失部分も含めて被保険者の損害についてん補するが、自賠責保険等が利用できる場合は、重複てん補しないことを前提としているためである。

人傷社は人傷損害額基準に基づき人傷保険金の算定を行う段階で、自賠責支払基準に基づき自賠責保険の損害内容及び金額の決定していることから、約款規定に従い、自賠責保険金の部分を控除して人傷保険金の支払がなされることになっている。すなわち、人傷保険に適用される普通保険約款では、人傷保険の被保険者の損害の額の算定に関しては、人傷損害額基準に基づくとしながらも、その算定額が自賠責保険等によって支払われる金額よりも低い場合には、自賠責保険等によって支払われる金額とするとされていることから¹⁷⁾、人傷社は人傷保険の被保険者の損害の算定の段階で、自賠責保険で支払うべき金額の額を把握していることとなる。この説明を前提に、被保険者が人傷一括払を選択した場合、協定書に被保険者が必要事項を記載する手続をとることになる。

このような自賠法等で自賠責保険金の支払の際に保険者に対して課せられる被保険者に対する一括払の説明義務の履行が適切になされたかを確認する手続として、「一括払チェックシート」を用いて、被保険者に人傷一括払の内容説明、人傷一括払をせずに被保険者自らが自賠法16条1項請求も行える旨の説明を受けたことの確認をした上で、被保険者が人傷一括払を選択し、人傷社が自賠責損害賠償額部分の立替払をするために人傷社が事故対応することを自賠社に連絡する旨を説明している¹⁸⁾。この説明は、個人情報保護との関係で、被保険者からの同意を得た上で、自賠責損害額の支払手続を進めるために、自賠社に加害車両の自賠責保険が有効である

16) 山下（典）・前掲注 6）80頁。

17) 標準約款 7 条 1 項（注）参照。

18) 山下（典）・前掲注 6）81頁。

か確認すべく現存確認を行うために事故情報を提供するために必要な手続となる。人傷社が自賠社に代わり自賠責の事前認定のための書類等を取り寄せる場合もあるため、被保険者の同意をとっておく必要があるためである¹⁹⁾。

上記の一連の手続を終え、最終段階において、人傷社と人傷保険の被保険者との間で協定書に基づく合意が行われ、人傷保険に適用される約款における人傷損害額基準に基づき人傷保険金の支払と共に自賠責損害賠償額部分が、一括して支払われることになる。その後、人傷社は自賠責保険金部分を自賠社に対して回収を行うことになる。自賠社は人傷社からの支払請求に応じて自賠責損害賠償額部分の支払をした後、その旨を自賠責保険契約の被保険者(加害者)に通知しなければならない(自賠法16条の4第2項、自動車損害賠償保障法施行令4条2項)。

上記手続の内容には、損害保険料率算出機構による有無責や後遺障害等級認定だけではなく、自賠責支払基準に基づき自賠責損害賠償額を確定しなければ、人傷損害額基準で積算された額との対比ができないことになるので、それに関連する手続も含めて行われる。また自賠責保険等による二重てん補を回避するために、被保険者自身による自賠法16条1項請求手続が行われていないかの確認も含まれることになる。既に自賠法16条1項請求が人傷保険の保険金請求権者から行われていることが確認できたときには、人傷社は人傷一括払手続を中止することになる。同様な趣旨から、対人一括払が行われていることを確認できた場合、自賠社は対人社に対人一括払手続の解除を依頼して、対人社による解除後に、人傷社は対人社一括払部分を除いて人傷一括払手続を開始する。

このようなことから、狭義の人傷一括払であるか、広義の人傷一括払かに関係なく、少なくとも、人傷社、自賠社、対人社、のそれぞれの認識としては、自賠責保険等が利用できる場合には、人傷保険と自賠責保険等で

19) 山下(典)・前掲注6)81頁。

の重複てん補を行わないということを前提に、人傷一括払手続を行っているものと考えられる。但し、令和4年最判はそのような立場をとっておらず、現行の約款条項の文言、協定書の記載内容、人傷保険の理念等を理由に重複てん補されることを前提とする見解が多数説であると考えられる²⁰⁾。

人傷保険における損害の算定に関して、2種類の約款規定があり、①自賠責保険または自賠法に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定し又は支払われた額を控除する旨の規定を定めるものと、②自賠責保険または自賠法に基づく自動車損害賠償保障事業によって支払われる額を控除する旨の規定を定めるものと、がある²¹⁾。

令和4年最判では、2種類の約款規定の解釈には言及していない。①の約款に関連して、自賠責損害賠償額が決定していた場合でも、実際に支払がなされない限りは、当該認定額の決定だけでは人傷保険金からその額を控除できないと解するのが下級審裁判例及び学説等における多数説である²²⁾。②の約款では自賠責損害賠償額が決定しておれば、控除が認められるものと解する見解が多いようである²³⁾。

②の約款内容を分かり易くする意図で①の約款内容に変更した経緯があるようであり、重複てん補を認める意図で約款を変更したわけではないようである。しかし約款の規定内容で解釈が分かれ混乱を来すことが無いよ

20) 土岐・前掲注 6) 損研87頁（注35）、山田・前掲注 6) 386-387頁、竹濱修「保険取引をめぐる法規制・被害者救済の変遷と課題：最近の問題事例を中心に」現代消費者法58号50頁（2023年）、山下（徹）・前掲注 11) 253頁等。

21) 高野真人「人傷保険に関する最近の注目すべき判決」公益財団法人日弁連交通事故相談センター『交通事故損害額算定基準——実務運用と解説 令和4年2月 28訂版』（公益財団法人日弁連交通事故相談センター、2022年）353頁。

22) 東京地判平成24年2月3日交通民集45巻1号194頁、東京高判令和5年9月20日（令和4年（ネ）3490号、損害賠償請求控訴事件）D1-Law.com 判例体系判例 ID28313026、高野・前掲注 21) 353頁、土岐・前掲注 6) 損研93頁、山下（徹）・前掲注 11) 256等。

23) 高野・前掲注 21) 353頁、山田・前掲注 6) 624頁、竹濱・前掲注 20) 50頁等。反対説として、山下（徹）・前掲注 11) 255頁（注44）。

う、明確な約款条項を設ける工夫が必要となるであろう。この点は自賠責保険等での損害てん補が可能な場合にも重複てん補を認めるか否かの方針に従い、明確化の作業を進める必要がある。

Ⅲ 訴訟に至らない場合の取扱

令和 4 年最判の判例法理によれば、人傷社が人傷保険金として給付義務を負うとされている金額と同額を支払ったにすぎないときは、自賠責損害賠償額の立替払ではなく、人傷保険金そのものの支払と評価する。このことは人傷社の認識とは乖離することになるが、上記判例法理によれば、訴訟に至らないケースにおいても人傷社が被保険者に支払っているものはすべてからず人傷保険金という整理にならざるを得なくなるのではないか。訴訟に至らないケースでは、人傷損害額基準・過失割合に従い、人傷社の代位の範囲が決まるにせよ、人傷保険の被保険者が加害者に損害賠償請求訴訟を提起するか、示談で解決するかが未定の段階で、先に自賠社に対して自賠責損害賠償額の回収を行うことは、差額説を定める保険法25条を片面的強行規定（同法26条）とした趣旨との関係で問題となる。

保険法25条の差額説における保険者と被保険者との間の権利の優先劣後関係は、保険者と被保険者との間の相対的な優先劣後関係に過ぎないと解されている²⁴⁾。人傷基準損害額に従い、被保険者の権利を害しない範囲で求償することであれば、保険法25条を片面的強行規定とした趣旨に抵触しないという考え方も成り立ち得る。仮に訴訟に至り裁判基準損害額及び人傷社の代位の範囲が決定した段階で、人傷社が自賠社から取得した額を戻した上で求償するという組み戻しがなされる限りで²⁵⁾、被保険者の利益は

24) 山下友信『保険法（下）』（有斐閣、2022年）411-412頁、山下友信＝永沢徹編著『論点体系保険法 1 第 2 版』（第一法規、2022年）281頁〔土岐孝宏〕。

25) 訴訟に至り裁判基準が人傷損害額基準を上回った場合、人傷社、自賠社、対人社間の精算処理については、植草・前掲注 13) 133頁参照。

保護されることになる。相対的な優先劣後関係に過ぎないこと、人傷社が自賠社へ自賠責損害賠償額を回収した段階では、人傷損害額基準での支払は被保険者の権利を害していないこと、を考えれば、保険法25条・26条違反を根拠に人傷社の自賠社に対する自賠責損害賠償額の回収そのものの効力を無効と解するという解釈にはならないのであろう。この点は、令和4年最判での上告理由とされながら、最高裁が上告事由として採用しなかったこととの整合性が保てることになる。

ただし、訴訟に至らなかった場合には、自賠責損害賠償額部分の全部控除を認める全部控除説的取扱となり、訴訟に至った場合には、自賠責損害賠償額部分の一部しか控除を認めず人傷社に不当利得が生じているとする不当利得容認説的取扱となり、この相違を維持するのもかも課題となる²⁶⁾。この点は後述して検討する。

さらに後日精算して解決すればよいにせよ、被保険者の利益を害する可能性があり得ることを前提に、先に人傷社が自賠社に対して自賠責損害賠償額部分を回収することはコンプライアンス上も認めるべき合理的理由があるといえるのか疑問となり得る²⁷⁾。

IV 狭義の人傷一括払に関する問題

1 狭義の人傷一括払の支払手続と令和5年最判との関係

(1) 狭義の人傷一括払の意義と支払手続

狭義の人傷一括払においては、人傷社と保険金請求権者との間で仮協定書を締結し、先に自賠責損害賠償額部分の支払を行った後、人傷社が自賠社に対して支払済の自賠責損害賠償額部分の回収を行った上で、保険金請

26) 本稿での「全部控除説」「不当利得容認説」の呼称については、森健二「人身傷害補償保険金と自賠責保険金の代位について」(財)日弁連交通事故相談センター東京支部編『民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準(平成23年版)(下)』((財)日弁連交通事故相談センター東京支部、2011年)97頁以下によっている。

27) 山下(典)・前掲注4)400-402頁、同「判批」金判1670号28頁(注6)(2023年)参照。

求権者と最終協定を行い人傷保険金の支払を行う方法での人傷一括払を行う人傷社があるようである。令和5年最判の事案もこのような手続を進めていたようであるが、最終協定書が締結される前に、保険金請求権者が加害者に対して損害賠償請求訴訟を提起したようである²⁸⁾。人傷社は備金を積んで最終協定に基づき人傷保険金の支払を行う準備はしていたようである。

人傷社が保険金請求権者との間で、仮協定及び最終協定という二段階の手続を踏んでいるのは、保険金請求権者に自賠責損害賠償額部分の立替払であり、人傷保険金の支払ではない点を理解してもらう点にあると考えられる。

(2) 令和5年最判との関係

令和5年最判の事案では、被保険者が加入していた人傷保険金額が3000万円であったところ、人傷社は、2回の仮協定書の締結の際に、保険金請求権者に対して、①補助参加人（以下、「参加人」という。人傷社）により支払われる保険金の合計が3000万円であり、これは自賠責損害賠償額を含む旨、②今回支払われる保険金を受領することにより、本件事故を原因とする上告人らの被上告人らに対する損害賠償請求権が上記保険金の額を限度として参加人に移転することを承認する旨、③参加人が自賠責保険への精算を行った後に、精算額を限度として最終協定を行うことを認める旨、を仮協定書に記載していたという事実認定となっている。

最初の仮協定書で支払った合計額3000万円（支払金1・2）に基づき人傷社が自賠社から3000万円を回収した後、再度、保険金請求権者と仮協定書を締結し行い、3000万円（支払金3）の支払を行った後に自賠社に3000万円を回収している。令和5年最判は、令和4年最判の①の理由の部分引用した上で、「加えて、上記金員に自賠責保険からの損害賠償額の支払分

28) なぜ人傷社との最終協定締結前に損害賠償請求訴訟を提起したかという事実関係は、本稿執筆段階で第1審及び第2審の判決文が公にされていないため確認ができていない。

が含まれていると解すると、保険金請求権者の有する損害賠償請求権の額から控除される額に差異が生ずる結果、遅延損害金等の額において保険金請求権者に不利益が生じ得ることをも考慮すると、上記金員は、他にその支払の趣旨について別異に解すべき特段の事情のない限り、人身傷害保険金として支払われたものと解するのが当事者の合理的意思に合致するものというべきだからである。このことは、上記保険会社が、保険金請求権者に対し、当初、上記人身傷害保険金額に相当する額を支払い、その後、自賠責保険から損害賠償額の支払を受けて追加で金員を支払ったことにより、人身傷害保険金額を超える額の金員を支払うに至ったからといって、上記の当初支払分について、異なるものではない。」とし、1回目の仮協定書の合計3000万円の支払全額を人傷保険金の支払とした。その上で、「他方、本件約款によれば、参加人は、人身傷害保険金額を超えて人身傷害保険金を支払う義務を負わないから、本件支払金3は、人身傷害保険金として支払われたものでないことは明らかであり、前記事実関係等の下では、自賠責保険からの損害賠償額の支払の立替払として支払われたものというべきである。」として、2回目の仮協定書によって支払われた3000万円（支払3）は自賠責損害賠償額の立替払とした。

令和5年最判の原審判決では、仮協定書の内容を踏まえていずれも自賠責損害賠償額の立替払と判断したが、最高裁は仮協定書の記載内容を踏まえて、最初の支払は立替払という判断は行わなかったことになる。令和5年最判の事実認定によれば、人傷社が支払った金銭が自賠責損害賠償額の立替払であるか、人傷保険金そのものかの区別がされていなかったように思われる。そうすると、令和4年最判が理由とする保険金請求権者の認識としては人傷保険金額3000万円の範囲内で人傷保険金3000万円が支払われたと考えられることになるのであろう。

他方、自賠責保険等との重複てん補を認める立場によれば、人傷保険金額までは人傷保険金の支払を行っているに過ぎないのであるから、最初の仮協定書の支払合計額3000万円は人傷保険金そのものの支払に過ぎないこ

とになる。この立場だとそもそも二段階に分けて支払うことで自賠責保険等でのてん補を優先させること自体、人傷保険制度の目的に反するということになるのではないか²⁹⁾。

(3) 二段階支払を行わない場合の整理

次に、仮協定と最終協定との二段階の支払ではなく、人傷社が人傷保険金額を超えて一括して支払った場合はどうなるか。具体的な設例を以下で示す。

〔設例〕被保険者死亡事案とする。

- ① 人傷保険金額 5000万円
- ② 人傷基準損害額 6000万円
- ③ 被保険者過失 5割

人傷社が保険金請求権者に自賠責損害賠償額部分3000万円、人傷保険金3000万円の支払を一括で行った。その際に、協定書には具体的な区分項目及び具体的な金額が示されていなかった。

その後、保険金請求権者が加害者に損害賠償請求訴訟を提起し、裁判では被保険者の総損害額が7000万円、被保険者過失割合5割という判決となり確定した。

狭義の人傷一括払のケースでも、人傷保険金額まで人傷保険金の支払がなされない場合には、広義の人傷一括払での全部控除説と不当利得認容説と同様な問題が発生することになる。以下ではまず図を作成して、この相違を説明する。

29) 山下 (徹)・前掲注 11) 251頁、竹濱・前掲注 20) 51頁参照。

【人傷損害額基準の場合】

被保険者自己過失部分 3000万円	加害者への賠償額部分 3000万円
人傷保険金 3000万円	自賠責損害賠償額部分 3000万円

【裁判基準の場合】

(1) 全部控除を認める見解

被害者自己過失部分 3500万円	加害者への損害賠償部分 3500万円		
人傷保険金 3000万円	①	自賠責損害賠償額部分 3000万円	②

図①の500万円を人傷社が読替条項を根拠に500万円の人傷保険金の追加払を行う必要がある。

図②について加害者加入の対人社が500万円の支払を行うことになる。

(2) 人傷社の不当利得を容認する見解

被害者自己過失部分 3500万円	加害者への損害賠償部分 3500万円		
人傷保険金 5000万円		自賠責損害賠償額部分 1000万円	③

人傷保険金額までは人傷保険金の支払と考えるのであれば、人傷社は既に自賠社に対して3000万円の回収をしているが、うち2500万円（5000万円－3500万円＋1000万円）は加害者への損害賠償額部分に該当することから人傷社に500万円の不当利得が生じていることになる。

図③の1000万円の損害賠償額部分については、加害者加入の対人社が1000万円の支払をした上で、自賠社に請求し、自賠社は人傷社から500万円を回収して対人社に支払うことになる。

このような設例の場合も、人傷保険金額を超えて人傷保険金を保険金請

求権者に支払っていることから、狭義の人傷一括払となる。

この場合、協定書に項目の区分及び具体的な金額が示されていないと、保険金請求権者は人傷社が6000万円の人傷保険金の支払をしているものと誤解する可能性があり得る。あるいは、人傷保険金5000万円の支払と自賠責損害賠償額1000万円の支払という認識を持つかもしれない。

令和4年最判の理由付けに基づけば、保険金請求権者が人傷保険金額5000万円であることを知っていたとしても、人傷保険金額まで人傷保険金の支払を行っていると考えてしまうのではないか。そうなると自賠責損害賠償額は1000万円となり、その部分のみが自賠責損害賠償額の立替部分ということになるのであろう。また、自賠責保険等からの既払いがない限りは、自賠責保険等との重複てん補を前提に人傷保険金の支払をすべきとする見解においても同様な結論になるものと考えられる。

そうなると結局、令和4年最判での判例法理の射程が及ばないと解されている狭義の人傷一括払というのは、かなり限定されたものになるという整理になるのではないか。すなわち、保険金請求権者に保険金額の上限まで人傷保険金の支払を行い（仮協定）、かつ、それに加えて自賠責損害賠償額部分を加算して支払っている（最終協定）旨を明確に説明して行われた人傷一括払に限定されることになりそうである（以下、この場合を「最狭義の人傷一括払」という。）。

二段階支払を行わない上記設例において、「人傷保険金額<裁判基準による総損害額×被保険者（被害者）過失分」という場合に、人傷社が保険金額まで人傷保険金を支払った上で自賠責損害賠償額を加えて、明確な説明なしに保険金請求権者に支払い、保険金請求権者も加害者側も人傷保険金額を気にせず、広義の人傷一括払（人傷社が人傷保険金として給付義務を負うとされている金額と同額を支払ったにすぎない）と誤解したときには、複雑な精算関係の問題が生じる³⁰⁾。

30) 植草・前掲注13) 135-138頁参照。

令和4年最判が出る以前は、狭義の人傷一括払においても、不当利得容認説的な処理で自賠責損害賠償額部分の控除が否定されてしまうことを回避するために、対人社及び人傷社双方において人傷保険金額の確認、人傷保険金支払と自賠責損害賠償額部分の支払の区分等の内容を保険金請求権者に対して明確に説明する必要性が既に指摘されてきたところではある³¹⁾。もっとも令和5年最判との関係や、既払い以外は自賠責保険等との重複てん補を認めない見解によれば、狭義の人傷一括払においても、上記で説明したとおり立替払の範囲等をめぐる対立が生じることになる。この点は、令和5年最判が述べた「特段の事情」が認められる場合にも影響が生じることになる。以下ではこの点を検討する。

2 特段の事情が認められる場合とは

(1) 狭義の人傷一括払の場合

令和5年最判は、「上記金員は、他にその支払の趣旨について別異に解すべき特段の事情のない限り」と言及しているとおおり、特段の事情があれば立替払と評価できる余地があり得る点を示している。例えば、(a) 仮協定の際の仮協定書に、自賠責損害賠償額部分の立替払金として3000万円の支払を行っている旨の説明を行っていること³²⁾、(b) 当該自賠責損害賠償額部分の立替払金は請求権代位の対象とはならないこと、(c) 最終協定を締結した際に、人傷損害額基準に基づき、立替払済の自賠責損害賠償額を控除した未てん補損害額について、人傷保険金額の範囲内で人傷保険金の支払を行うことになっていること、を明確に説明すれば、自賠責損害賠償額部分として支払われた額は、立替払であり、残りの残額が人傷保険金と保険金請求権者が理解でき、特段の事情として、自賠責損害賠償額部分の立替払と判断されることになると考えられる。最終協定書が締結されるまでは保険金請求権者から見ると仮協定書に基づき支払われたものが自賠責

31) 植草・前掲注13) 138～139頁。

32) 植草・前掲注13) 139頁参照。

損害賠償額部分の支払なのか、人傷保険金の全部又は一部の支払なのかは分からず、最終協定書締結前に、加害者に対して損害賠償請求訴訟が提起された場合には、令和 5 年最判の判断に至ることになってしまうからである。

他方、自賠責保険等の重複てん補をすることを前提とすれば、人傷保険金額までは人傷保険金の支払に過ぎず、それを超過する部分が自賠責損害賠償額という整理になるため、特段の事情とはどのような場合か理解ができないことになる。もっともこのような整理は、人傷社との認識とは異なることになるのではないか³³⁾。

このようなことを意識しているか否かは別に、令和 4 年最判以降、狭義の人傷一括払には原則応じず、保険金請求権者に対して、先に自賠法16条 1 項請求を行うことを勧め、その手続終了後に、人傷保険金の支払に応じる保険者も出てきている。

(2) 広義の人傷一括払の場合

実務側の認識とは異なり、人傷保険は自賠責保険等との重複てん補を当然の前提と理解している立場によれば、保険金額の範囲内での人傷社の支払は人傷保険金そのものに過ぎないので、特段の事情を認める余地そのものがないことになる。人傷一括払という概念そのものが問題となるのは狭義の人傷一括払だけとなる。狭義の人傷一括払でも不当利得容認説的取扱が問題となる点は既に言及したとおりである。

他方、自賠責保険等によって損害てん補できる場合には、自賠責保険等での重複てん補を予定していない立場によれば、広義の人傷一括払において、特段の事情が認められる場合を検討すべき余地がでてくる。

33) 植草・前掲注 13) 129頁の設例では、人傷社が保険金額まで人傷保険金を支払い、それを超過した部分が自賠責損害賠償額部分の立替払との設例を示している。このような設例を用いて説明しているのは、人傷保険金額まで人傷保険金を支払ったときの狭義の人傷一括払の事案において、不当利得容認説による処理が妥当ではないことの説明を行う趣旨だったのではないかと推認される。

令和4年最判は事例判決と解されている³⁴⁾。約款条項の文言、協定書等の記載内容を踏まえて保険金請求権者の一般的な意思解釈を根拠としている。他方当事者である人傷社の意思（認識）は考慮されていない。

令和4年最判の調査官解説によれば、人傷一括払合意が自賠償保険等の重複てん補を回避する目的でなされていると仮定した場合でも、人傷一括払の説明を受けて人傷一括払の選択について同意・承諾しただけでは足りず、一概にはいえないとされるが、重複てん補を回避するためであることを説明した上で、判決又は裁判上の和解により認められた社会通念上妥当なものである被害者の損害額によれば、人傷保険金の支払額が不足していたことが判明したときには、追加払をする旨の説明をすることが求められるのではないかと指摘されている³⁵⁾。また令和4年最判での協定書の記載文言からは上記のような解釈を導くことはできないと指摘される³⁶⁾。

令和4年最判は、約款、保険金請求書、協定書等の記載内容を整理・改訂して過不足なく説明する方法を示唆するものと受け止める見解も示されている³⁷⁾。そのため、約款、保険金請求書類、協定書の記載内容を改め、また人傷保険金額内での追加払を簡易に行う運営がなされるのであれば、令和4年最判の射程は及ばないと解する余地も残されることになる³⁸⁾。以下のこのような方向性に関しても疑問を呈する見解が示されているので、検討を行う。

V 今後の人傷一括払の方向性について

1 人傷一括払を辞める2つの意味

令和4年最判以降、実務の従来の認識とは異なる結論の最高裁判例が出

34) 川崎・前掲注 6) 91頁。

35) 川崎・前掲注 6) 91頁。

36) 川崎・前掲注 6) 91頁。

37) 加藤・前掲注 6) 88頁。

38) 山下（典）・前掲注 6) 96頁。

されたことや、当該判例の射程が及ぶ範囲が明確ではないことから、先述の通り、狭義の人傷一括払においては、先に自賠法16条1項請求を勧める対応をとる保険者もでてきている。また狭義の人傷一括払さえも続けることは困難ではないかという整理もされている。

この場合の人傷一括払を行わない意味は、自賠責保険等が利用できる場合には、先に自賠法16条1項請求手続を行った上で、人傷保険金支払請求を行うことを意味し、重複てん補を行わない従前の実務運営を変更しないことが前提にある。人傷保険の開発販売当時の運営に戻すことを意図する方向性かと考えられる。

他方、学説においては、令和4年最判の判例法理を踏まえ人傷保険は開発当時から既払い以外の控除を認めておらず、迅速な被害者救済の観点から人傷保険金額の範囲まで人傷保険金の支払とすべきとする見解によれば、最狭義の人傷一括払以外は、単なる人傷保険金の支払に過ぎないことになる。もっとも最狭義の人傷一括払であっても、人傷社は保険金請求権者が保険金額を知らないケースもあり得ることから、誤解が生じないように丁寧な説明が必要となる点は既に説明したとおりである。

またこの立場によれば、人傷社が人傷保険金請求手続の際に、保険金請求権者に対して、自ら自賠法16条1項請求権を行使することもできるという説明は、最狭義の人傷一括払以外は不要な説明であり、現行の実務の変更が必要となる。

2 人傷一括払手続を維持する方向性について

実務上の認識に合わせて、自賠責保険等で損害てん補ができる場合には、人傷保険では重複てん補をしないこと、判決又は裁判上の和解により認められた社会通念上妥当なものである被害者の損害額によれば、人傷保険金の支払額が不足していたことが判明したときには、追加払をする旨を約款、重要事項説明書、保険金請求書類等を用いて、人傷保険金支払手続の際に漏れなく説明し、かつ、追加払も簡易な方法で認めることが可能で

あれば、狭義の人傷一括払も含めて、自賠責損害賠償額部分を立替払と取り扱うことも可能となるであろう。ただこのような方向性は、人傷保険のコンセプトとは異なるとする批判があるが³⁹⁾、既に説明したとおり、開発当時から重複てん補は予定されておらず、人傷社が迅速な支払という被保険者へのサービスとして一括払を行ってきたものに過ぎないため、被保険者保護を後退する方向性という批判は誤りである。

最狭義の人傷一括払でさえも人傷社が丁寧な説明をしなければ後日訴訟に至った場合、加害者側まで誤解してしまい二段階の協定書の意図の確認を行わないときには、精算関係において難しい法律問題に直面することになる。そのため、第一段階の協定書は人傷保険金額の支払を示す書面、第二段階の協定書は人傷保険金額を超過する支払義務のない（てん補対象外である）自賠責損害賠償額部分の立替払を示す書面とする必要がある。

保険金請求権者に誤解を与えないために説明を行う必要性という観点から考えれば、狭義の人傷一括払においても保険金請求権者が自賠責損害賠償額部分について立替払であることを理解できるような手当（二段階の協定書等）を講じる限りにおいて、同様な取扱が否定されるべきではない。

訴訟に至らないケースにおいても人傷社は最終的な保険金請求権者の意思が判明しない限りは、自賠責損害賠償額部分についても自賠社に求償できないことになると、人傷保険金支払後に、被保険者が社会保険を利用したときであっても、社会保険者が給付した範囲で自賠社に先に求償すれば自賠社は支払に応じなければならず、人傷社は自賠責損害賠償額の求償が難しくなる⁴⁰⁾。また人傷社の代位債権の時効管理も今以上に大変となる⁴¹⁾。

この点、人傷社の自賠責損害賠償額部分の迅速な回収というメリットよりも、被害者の救済を重要視すべき点が指摘されている⁴²⁾。また人傷社の

39) 竹濱・前掲注20) 50頁、山下（徹）・前掲注11) 270頁。

40) 山下（典）・前掲注4) 402-403頁参照。

41) 山下（典）・前掲注4) 401-402頁。

42) 竹濱・前掲注20) 51頁、山下（徹）・前掲注11) 263頁。

自賠責損害賠償額部分の回収が困難になることに伴う保険料の増額は誤差の範囲内に過ぎず考慮すべき必要もないことも指摘されている⁴³⁾。

人傷保険に絡む訴訟においては、過失割合の大きい側が、人傷社に対して人傷保険金の追加払を意図して、過失割合の小さい側を被告として損害賠償請求訴訟を提起する場合もある。このようなケースにおいては、令和4年最判や人傷保険金額までの支払がない人傷一括払は全て人傷保険金の支払として処理することが、過失割合の小さい被告（実質上の被害者）に酷となる結果となることもある⁴⁴⁾。この点の利益調整も踏まえて考える必要がある⁴⁵⁾。

また訴訟に至らないケースが大半となっている点や、保険料の増額が誤差の範囲内で済むとも断言はできない点も考慮すべきである⁴⁶⁾。

なお、このような対応は保険法25条2項の趣旨に抵触するという指摘があるが⁴⁷⁾、そもそもてん補対象としていない損害の部分の人傷社が人傷保

43) 山下（徹）・前掲注11) 259頁（注54）。

44) 山下（典）・前掲注4) 397頁。

45) この点、人傷基準損害額と裁判基準損害額との乖離に問題があるとして、裁判基準損害額（ここでいう裁判基準損害額とは、弁護士基準（「赤い本」基準；公益財団法人日弁連交通事故センター東京支部編「民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準」）を意図しているであろう）に変更することが提案されている（山下（徹）・前掲注11) 271頁）。ただ、弁護士基準によったとしても、被保険者が納得しなければ、訴訟に至ることもある。「赤い本」基準は過去の裁判例の平均的な内容を示すことから、個別の事案で評価が分かれることはあり得る。さらに、死亡事案は別として、それ以外の個別事案では、治療の必要性・相当性等が争われることもあり得、さらに慰謝料は裁判官の裁量によって異なるという指摘もあり、裁判基準損害額に移行したとしても、問題の解決にはならないと考えられる。また弁護士基準（裁判基準損害額）に移行する際に、現在の人傷損害額基準の方が弁護士基準（裁判基準損害額）よりも有利に取り扱われる場合もあり得るが、そのような点は不利益変更になるが、どのような利益調整を想定しているのかという点も問題となり得るであろう。

46) 事案は全く異なるが、被保険者死亡時の保険金請求権者（被保険者の法定相続人）による人傷保険金請求権に関して、これを保険金請求権者（被保険者の法定相続人）の固有の権利と整理する人傷社においても、約款の代位規定に基づき加害者に求償権行使を行っているのは、求償を行わないに伴う保険料の増額を回避するためと考えられる。誤差の程度の影響では済まないという判断があるからこそ、実務において自賠責保険等での損害てん補ができる場合には重複てん補しないという方針を変更しないのではないだろうか。

47) 山下（徹）・前掲注11) 270頁。

險の被保険者から代理権の授与を得て代わりに自賠法16条1項請求権を行使し自賠責損害賠償額部分を回収することを条件に、てん補対象外となる自賠責損害賠償額部分の立替払をするという整理とすれば、請求権代位の対象となる被保険者債権には該当しないという整理になるのではないか。人傷保険のてん補対象とされない自賠責損害賠償額部分を人傷社が立替払したことで、その部分の被保険者の損害はてん補されたことになる。そのため、保険法25条で問題となる被保険者債権には含まれないことになるのではないか。

VI 結 語

本稿では、令和4年最判及び令和5年最判を踏まえて、人傷一括払をめぐる問題について検討を加えてきた。人傷一括払を維持するためには、自賠責保険等で損害てん補できる場合には、人傷保険との重複てん補をしないこと、判決又は裁判上の和解により認められた社会通念上妥当なものである被害者の損害額によれば、人傷保険金の支払額が不足していたことが判明したときには、追加払をする旨を約款、重要事項説明書、保険金請求書類等を用いて、人傷保険金支払手続の際に保険金請求権者に漏れなく説明し、かつ、追加払も簡易な方法を採用するという態勢整備を進めるしかないのではないか。

このような対応をせずに現行のままの約款規定、協定書等の内容では、人傷一括払をめぐる問題の根本的な解決にはつながらず、益々困難な問題が次から次へと顕在化するのではないかと考える。

自動安全装置⁴⁸⁾、EDR（Event Data Recorder；事故情報計測・記録装置）、ドライブレコーダー特約⁴⁹⁾が一般的となり、AI技術を駆使し公平中立的

48) 道路運送車両法41条1項20号、同条2項参照。

49) 保険者から貸付けを受けたドライブレコーダーを契約自動車（被保険自動車）に装着し、事故時の状況映像が自動的に保険者に通信される内容の契約を締結しているもので、

第三者機関を介して適切な損害査定がなされる時代が到来すれば、本稿での議論は過去の遺物になるのであろう。そのような時代の到来がいち早く訪れることを願いたい。

【追記】 本稿執筆にあたり損害保険会社の方、弁護士の方より貴重なご教示を賜った。この場を借りてお礼申し上げる。

本稿脱稿後、令和 5 年判決について、「狭義の人傷一括払とは? ～最高裁第一小法廷令和 5 年10月16日判決～」WLJ 判例コラム第310号を執筆した。また、脱稿後、高野真人「自賠法16条請求権の立替払論の問題点」福田弥夫＝高野真人＝丸山一郎編『交通事故賠償における補償・救済システムの現状と課題』（保険毎日新聞社、2023年）292頁以下、肥塚肇雄「人傷一括払に基づく人傷社の保険金支払と自賠社からの自賠責保険金等の回収」公益財団法人交通事故紛争処理センター編『交通事故紛争解決法理の到達点～公益財団法人交通事故紛争処理センター創立50周年記念論文集～』（第一法規、2024年）100頁以下に接した。

↘ある。